

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、簡素な仕組みで家計への支援を迅速かつ的確に実施します。



# 特別定額給付金 1人につき10万円給付

基準日 令和2年4月27日(月)  
 給付対象 住民基本台帳に記録されているかた  
 給付額 1人につき10万円(口座振込)  
 受給者 給付対象のかたの属する世帯の世帯主

受付期間 6月1日(月)～8月31日(月)  
 (消印有効)

※新型コロナウイルス感染症対策のため、市役所・川口駅前行政センター・支所などの窓口では申請を受け付けていません。

## 申請書の送付

住民基本台帳の情報を基に、市から各世帯へ順次発送しています。

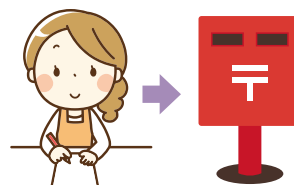


## 郵送での申請を開始しました

申請書に必要事項を記入の上、必要書類を同封して、返信用封筒で返送してください。

### 必要書類

- ・世帯主(申請・受給者)の本人確認書類のコピー
- ・世帯主の口座情報が記載された通帳などのコピー



指定口座に振り込み 世帯主が指定した口座に、川口市から振り込みます。

## ※給付金を装った詐欺に注意!!

国や市がこのようなことをすることは絶対ありません!

- 現金自動預払機(ATM)の操作をお願いする
- メールを送り、URLをクリックして申請を求める
- 受給にあたり、手数料の振り込みを求める

※市では、一日でも早く給付金を皆さまへお届けできるよう、市民生活部に他部署の人員も投入し、一丸となって事業を進めています。

問い合わせ…特別定額給付金コールセンター ☎0570-015392

# 子育て世帯への臨時特別給付金

原則、申請は不要です



給付対象 令和2年4月分(3月分含む)の児童手当を受給されるかた  
 給付額 対象児童1人につき1万円

6月10日(水)に、児童手当の指定口座に振り込みます

※支給対象者には5月中にお知らせを発送しています。

※特別給付の受給者(平成30年中の所得が児童手当の所得制限限度額以上で児童1人あたり月額一律5千円が支給されるかた)は対象となりません。

※令和2年3月31日時点で川口市にお住まいの公務員のかたは、9月30日(水)(必着)までに申請書(所属庁による証明を受けたもの)を提出する必要があります。

問い合わせ…子ども育成課 ☎048-258-1113

